

法人会・会員の皆様へ

法人会の新制度：取引信用保険

これで社長も枕を高くして眠れます！

中小企業向け貸倒保証制度

ご加入のおすすめ

その1 安心の法人会専用商品！

○個人事業主を含む全て^(注)の取引先を対象とします。

(注) 海外所在企業、貴社関連会社、既に延滞が発生している取引先等は除きます。

○全取引先の売上債権を最低200万円まで^(注)保証します。

(注) 取引先毎の希望債権残高が200万円に満たない場合には、希望債権残高を支払限度額とします。

その2 売上アップに貢献！

○新規取引先に対する簡便な与信判断ができます。

○新規取引先拡大に貢献します。

その3 経営力向上に貢献！

○与信管理体制の構築をサポートします。

○取引先倒産時の資金繰り対策に有効です。

このたび法人会では、会員企業の皆様のために団体取引信用保険制度を導入いたしました。法人会会員企業の皆様向け専用の加入プランをご用意いたしましたのでご利用賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



■保険期間 平成18年8月 1日(火)～平成19年7月31日(火)

■申込締切日 平成18年7月14日(金)

【保険期間開始後も補償開始日を毎月1日として随時申し込み(中途加入)ができます】

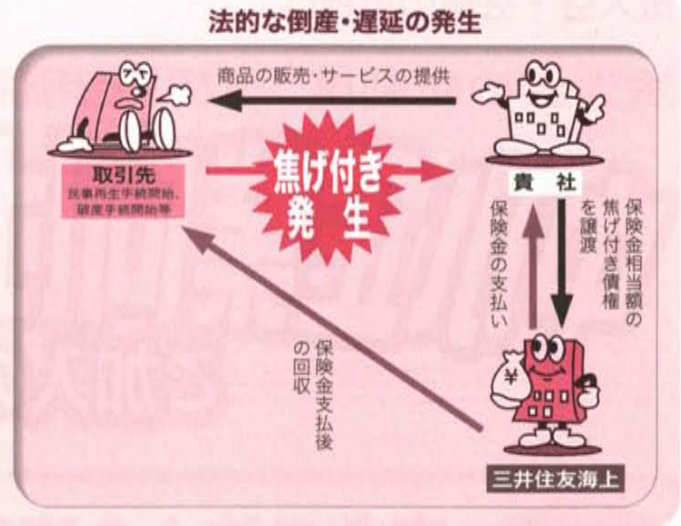


取引信用保険とは…

①この保険は、貴社取引先の法的な倒産、もしくは遅延の発生(注)等により売上債権が回収できなくなった場合、貴社が被る損害の一定部分をカバーする保険です。

(注)遅延の発生とは、一定期間以上の遅延が発生し、取引先から売上債権回収の見込みがないと保険会社が判断したときのことをいいます。

②この保険は、法人会が契約者となる団体契約であり、この保険にご加入いただくには、法人会の会員であることが条件となります。



取引信用保険のメリット…

キャッシュフローの安定化

新規取引先の拡大

対外信用力の向上
(銀行取引円滑化)

貸倒損失の平準化
(決算の安定化)

保険料の全額損金処理
(2006年4月現在)

バランスシートの
早期健全化



契約パターン(法人会専用)…

■契約パターンは以下の2プランになります。

(千円)

取引先の信用度合	プランA	プランB
	(最大) 支払限度額	
信用区分1	15,000	2,000
信用区分2	10,000	2,000
信用区分3	5,000	2,000
信用区分4	2,000	2,000

※支払限度額は、保険対象となる取引先毎に設定します。

※支払限度額は、取引先毎にご通知いただいた「債権残高(一定時点の債権残高またはそれに基づき次期売上見込み等を勘案した額)」と「信用区分」に応じた(最大)支払限度額のいずれか小さい金額で設定します。

※内容によっては上記プラン以外のご加入も可能ですのでご相談下さい。

下記必要事項をご記入のうえ、引受保険会社または所属の法人会事務局までFAXをご送付下さい。

貴社名		所属 法人会名	
連絡先	(住所) (TEL)	貴社 ご担当者名	(FAX)
ご希望	<input type="checkbox"/> 「中小企業向け貸倒保証制度」の詳細説明が聞きたい。 <input type="checkbox"/> 「中小企業向け貸倒保証制度」の詳細資料を送付して欲しい。 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

※ご記入いただいた内容をもとに取引信用保険のお見積りやその他の商品・サービスのご案内をさせていただきます。

ご連絡先・お問い合わせ先

取扱代理店

MSK保険センター株式会社

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-11 7F

法人会様 担当

TEL: 03-3259-7903 FAX: 03-3259-7917

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部 営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9

保険情報サービス株式会社

〒120-0005 東京都足立区綾瀬3-16-4 どうしんビル3階

TEL03-5682-7070 FAX03-5682-7071

FAX 03-5682-7071

保険情報サービス株式会社 行き